

# 子どものために

## 1 手当

### ■子ども手当

15歳まで（15歳に到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、手当が支給されます。

#### 【手当の内容】

2月・6月・10月に、4カ月分を支給します。

対象年齢	支給額（月額）
0～15歳	13,000円（平成21年度）

#### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・請求者名義の銀行の通帳
- ・健康保険証の写し、又は年金加入証明書（申請者が被用者（厚生年金・共済年金加入者）の場合に必要です）

#### 【その他】

公務員の方は勤務先から手当が支給されますので、勤務先で手続きをしてください。

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## 2 病院にかかったときの医療費

---

### ■乳幼児医療費

小学校卒業までの乳幼児・児童に対して医療費（保険診療範囲内）を助成します。

#### 【助成の対象者】

町内に住民登録または外国人登録をしている方で、下記の要件全てを満たす方が対象となります。

- ①中学校就学前の方（12歳に到達後の最初の3月31日まで）
- ②健康保険に加入されている方

#### 【助成の内容】

医療機関等にかかった時の医療費のうち保険診療の自己負担額を助成します。

1. 医療費の自己負担はありません。

※共通注意事項

- ①小学生につきましては、病院窓口で自己負担分（3割）をいったんお支払いしていただき、役場に申請することで後日お支払いする方法となります。
- ②入院時の食事に係る費用（標準負担額）は自己負担となります。また、差額ベッド代も自己負担となります。

#### 【助成を受けるためには】

事前に「乳幼児等医療費受給者証」の交付を受けることが必要です。下記のものを持参のうえ、町民課国保年金係もしくは屈足支所で手続きをしてください。手続き終了後、受給者証をお渡しいたします。

（0～6歳児のみ受給者証をお渡しします。小学生につきましては、受給者証はお渡しいたしません）

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・1月1日現在、新得町外に住んでいた方は所得課税証明書

#### 【病院で診療をうけるときは】

各自お持ちの「健康保険証」と「乳幼児等医療費受給者証」を病院窓口にて提示してください。

（小学生は保険証のみ提示ください）

#### 【病院窓口等で医療費を支払う場合】

次のような場合はいったん病院窓口にて医療費を支払わなければなりません。

- ①小学生が診療したとき
- ②北海道外の病院で診療されたとき
- ③受給者証を忘れたとき、又は交付前に診療されたとき
- ④指定訪問看護を受けたとき
- ⑤治療用装具（補装具）に係る費用のとき

以上の場合、いったん医療費をお支払いしたうえで、申請をいただければ、後日、自己負担分以外の医療費をお支払いいたします。下記のものを持参のうえ、町民課国保年金係もしくは屈足支所で申請をしてください。

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・乳幼児等医療費受給者証（小学生は不可）
- ・領収書（明細が記載されているもの）
- ・振込希望の方は、口座番号等が記載されている通帳等

#### 【住所等に変更があったとき】

受給者証の交付後に、次のような変更があった場合は、変更の手続きをしてください。

（小学生は必要ありません）

- ・住所、氏名が変更となったとき
- ・健康保険証が変更となったとき（国保→協会けんぽへなど）

#### 【資格を喪失するとき】

次のような場合は受給資格がなくなり、受給者証自体も使用できなくなりますので、手続きをしてください。

（証は返還となります。小学生は必要ありません）

- ・町外へ転出
- ・死亡
- ・生活保護受給開始
- ・児童福祉法に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

#### 【受給者証を紛失してしまったとき】

再交付の手続きがあります。次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

（小学生は必要ありません）

- ・印鑑
- ・健康保険証

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

### 3 妊娠・出産・育児

#### 1. 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠中の母親の健康状態と子どもの成長を記録するものです。妊娠と分かったときは、なるべく早く保健福祉センターなごみか、役場屈足支所へおこしください。母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票をお渡しします。

#### 2. 妊婦一般健康診査受診票交付

妊婦一般健康診査14回、超音波検査6回分の受診票を交付します。

#### 3. 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が利用できる施設です。

【申請に必要なもの】

- ①徴収金を決定するための書類（源泉徴収票の写し、又は確定申告書の写しなど）
- ②戸籍謄本および住民票の写し ③母子健康手帳の写し ④健康保険証の写し
- ⑤出産一時金が支給される場合はその額を証明する書類 ⑥印鑑

【窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線226）

#### 4. 各種教室等

教室名	実施	場所	対象者	内容	持ち物等
パパママ学級	年3回	なごみ	まもなく、お母さんになる方（妊婦）とその夫	妊娠中の生活、出産・育児について、料理教室、沐浴体験	母子手帳 筆記用具
パパママサポート	出産前後	各家庭	産前・産後の家庭	体調不良等により家事を行うことが困難な場合に家事を援助	1時間 400円
離乳食教室	年2回	なごみ	4カ月児から1歳児を子育て中の方	各時期の食事について、料理実習	エプロン おんぶひも バスタオル
離乳食試食会	毎月	なごみ		各時期の離乳食の試食、栄養相談	乳幼児健診と同時開催
にこにこタッチ	毎月	なごみ	生後1カ月から4カ月までの親子	ベビーマッサージの実施、母親同士の交流	母子手帳 バスタオル
らくらくおやつ教室	年1回	なごみ	幼児を子育て中の方	簡単なおやつ作り、料理実習	エプロン 三角巾 おしぼり
わくわくランチ教室	年1回	なごみ	幼児を子育て中の方	栄養バランスを考えた乳児食の作り方、料理実習	エプロン 三角巾 おしぼり

【1～4の窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線226）

#### ■特定不妊治療費助成

医療機関で特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を開始した人で、前年の夫婦の合計所得が730万円未満の人に、治療に要した費用の一部を助成します。

【給付内容】

1回の治療に5万円を上限として、1年度当たり2回まで（通算5年間助成）

【窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線226）

## ■チャイルドシートの貸付

乳幼児を持つ家庭へチャイルドシートを貸し付けすることにより、経済的負担を軽減し、乳幼児の交通事故防止、交通事故被害の軽減を図ります。

### 【対象者】

自家用自動車を所有する6歳未満の乳幼児の保護者と祖父母

### 【チャイルドシートの種類・貸付期間】

種類（大きさ）	貸付期間	短期貸付（※）
新生児用（0カ月から1歳ころ）	6カ月間	4泊5日
幼児用（4カ月から4歳ころ）	1年間	4泊5日
児童用（4歳から8歳ころ）	1年間	4泊5日

※短期貸付は6歳未満の乳幼児の祖父母に限ります。

貸与台数は1家族に1台です。

### 【料金】

料 金	種類（大きさ）		
	新生児用	幼児用	児童用
6カ月間	1,000円		
1年間		2,000円	1,500円
4泊5日	600円	600円	600円

### 【申請に必要なもの】

- ・子どもの生年月日、氏名、体重、身長が確認できるもの（母子手帳など）
- ・保護者および祖父母の住所、氏名が確認できるもの（運転免許証など）
- ・自動車車検証の写し

【窓口】 役場町民課住民活動係 電話64-0528（内線257）

## ■紙おむつ用ごみ袋の無料配布

乳幼児のいる家庭の紙おむつ処理費用の軽減を目的に、ごみ袋の無料配布を実施しています。

### 【対象者】

満3歳未満の子どもがいる世帯（満3歳の誕生日まで対象）

### 【配布枚数と配布方法】

10ℓ用ごみ袋を1カ月当たり10枚、上半期（4～6月分）、下半期（10月～3月分）の年2回配布します。（9月・3月にご案内します）

【窓口】 役場町民課生活環境係 電話64-0528（内線164）

## 4 子どもの健康

### ■新生児訪問

生後1カ月以内の乳児（新生児）を対象に、保健師が訪問指導を行います。

### ■すくすくベビー

保健福祉センター1階ロビーで、赤ちゃんの身長・体重測定ができます。

### ■健診・相談

日程は「お知らせ号しんとく」や「広報カレンダー」でお知らせします。

健診・相談名	実施時期	場 所	対象者	内容等	持ち物
乳幼児健診	月1回 【診察】 受付 12:10~12:25 【相談】 受付 13:30~13:45	なごみ	診察は生後 4カ月、10 カ月児 その他の月 齢児は診察 以外が受け られます。	身体計測、診察、 育児・栄養・歯 科相談	母子手帳
乳幼児相談	毎月第1木曜日 13:00~15:00	なごみ	全乳幼児	身体計測 育児・栄養相談	母子手帳
	毎月第1月曜日 10:00~12:00	役場屈 足支所			
巡回児童相 談	年3回（不定期）	なごみ	18歳未満 の児童	成長や、発育に ついての相談	
1歳児歯科 相談	月1回 （乳幼児健診日） 受付 13:30~13:45	なごみ	1歳児	歯科相談	母子手帳 歯ブラシ
1歳6カ月 児健診	年3回	なごみ	1歳6カ月 から 1歳9カ月	身体計測、診察、 歯科検診、尿検 査、育児・栄養・ 歯科・発達相談	問診票 検尿パック 母子手帳
3歳児健診	年3回	なごみ	3歳から 3歳3カ月		
歯科検診 フッ素塗布	いつでも （年3回まで助成）	町内歯 科医院	1歳から 就学前	料金 1回400円	歯の健康ノ ート 母子手帳 歯ブラシ

【窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線226）

## ■予防接種

日程および個別接種医療機関は、「お知らせ号しんとく」や「広報カレンダー」でお知らせします。

### 【定期接種の種類】

種 別		対象者	回数	接種間隔と接種方法
乳幼児関係	BCG	生後3カ月～ 6カ月未満	1回	管針法（スタンプ方式）
	ポリオ （小児マヒ）	生後3カ月～ 90カ月未満	2回	41日（6週間）以上の間隔をあけて 経口投与
	三種混合 百日せき ジフテリア 破傷風	1期初回・追加 生後3カ月～ 90カ月未満	初回 3回	20～56日（3～8週間）の間隔を あけて接種
			追加 1回	初回終了後、12～18カ月の間に接 種
	麻しん・風しん 混合	■1期 生後12カ月～ 24カ月未満	1回	1歳以降のなるべく早期に接種
■2期 5歳以上7歳未満で、 小学校就学前の1年間		1回		
種 別		対象学年	回数	備 考
学校関係	麻しん・風しん 混合	中学1年生 高校3年生	1回	中学1年生、高校3年生の接種は、平 成20年度から平成24年度の5年間 に限って実施されています。
	二種混合 ジフテリア 破傷風	2期 小学6年生	1回	乳幼児期に1期初回・追加を受けた人 に接種 ※乳幼児期に1期初回・追加を受けて いない人はご連絡ください。

### 【定期接種の受け方】

種 別	BCG・三種混合・麻しん・風しん混合	ポリオ
日程の確認方法	お知らせ号しんとくに毎月掲載	お知らせ号しんとくに年4回（春2回、 秋2回）掲載
接種場所	各月の指定医療機関	保健福祉センターなごみ
予約の有無	各月の指定医療機関に予約が必要	予約必要
持ち物	母子手帳	母子手帳

※二種混合は各学校で接種します。

【窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センター内） 電話 64-0533（内線 226）

## ■任意の予防接種

Hi b ワクチン	対象者、回数、接種方法、費用負担についてはお知らせ号しんとくに掲載します。
-----------	---------------------------------------

【窓口】保健福祉課健康推進係（保健福祉センター内） 電話 64-0533（内線 226）

## 5 児童施設等

### ■保育所・幼稚園

保育所は、保護者が働いていたり病気などにより、お子さんの保育ができない家庭に代わって保育をする施設です。幼稚園は、満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための施設です。

#### 【入所できる年齢】

新得保育所・屈足保育園では生後6カ月から、新得幼稚園は満3歳から預かります。

#### 【保育時間】

施設名	保育時間	
新得保育所	平日	午前7:30～午後7:30
	土曜日	午前7:30～午後5:30
	延長保育 (入所児対象)	午後6:30～午後7:30
屈足保育園	平日	午前8:00～午後6:00
	土曜日	午前8:00～午後5:30
新得幼稚園	月曜日～金曜日	午前8:45～午後2:00
	預かり保育 (入園児対象)	午後2:00～午後4:00

#### 【保育料】

保育所(園)の保育料は「保育基準額表」により、保護者の所得・市町村民税、お子さんの年齢から保育料を確認することができます。

幼稚園の保育料は月額7,000円です。また、入園料3,000円と行事食保護者負担金として年額600円がかかります。

#### 【延長・預かり保育料】

新得保育所で、午後6時30分から午後7時30分までの延長保育を利用する場合は児童1人当たり日額300円(間食含む)です。また、2人目は半額、3人目以降は1人増すごとに100円です。月限度額は4,000円です。

新得幼稚園で、午後2時から午後4時までの預かり保育を利用する場合は1人1時間200円です。

#### 【入所申し込み】

新得保育所・屈足保育園は各施設にあります「入所申込書」「同意書」「就労証明書」を提出してください。また、保育料を決定するための書類(源泉徴収票の写し、又は確定申告書の写しなど)もあわせてご用意ください。

新得幼稚園は「入園願書」「同意書」「幼児生活調査票」を提出してください。

各様式は町のホームページからダウンロードもできます。

**【施設一覧】**

施設名	所在地	電話番号
新得保育所	新得町西1条南3丁目	64-5652
屈足保育園	新得町屈足旭町東1丁目	65-2320
新得幼稚園	新得町元町98番地	64-5515

**■一時預かり保育（新得保育所・屈足保育園）**

保護者の病気や、仕事の都合・冠婚葬祭・学校行事、心理的負担のためリフレッシュしたい時など、一時的に保育が必要なお子さんをお預かりします。利用には、事前に申し込みが必要です。

**【対象児童】**

町内在住の生後6カ月～小学校就学前

**【保育料】**

1時間あたり	300円 (2人目以降は半額)
給食・おやつ	200円 (お弁当持参の場合はなし)

**【保育時間】**

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時  
土曜日 午前8時30分～午後5時30分

**【相談・利用の申し込み】**

新得保育所、屈足保育園に直接お問い合わせください。

**■放課後児童クラブ（学童保育所）**

小学校のお子さんが放課後帰宅しても、保護者が働いているなどの理由で、その児童の保育ができない場合、家庭に代わって保育する施設です。利用には、利用登録が必要です。

**【保育料】**

無料

**【保険料】**

安心のため保険（傷害・賠償責任）の加入をおすすめしています。（年間600円程度）

**【利用時間】**

月曜日～金曜日 放課後～午後6時30分  
小学校休校日（休館日除く） 午前8時～午後6時30分

**【休館日】**

日曜日、国民の祝日、年末年始、その他町長が必要と認めたとき

**【申込方法】 直接各施設へ**

学童保育所名	住 所	電話番号
なかよし児童クラブ (子どもセンターなかよし内)	新得町1条南2丁目	64-6940
かしわ児童クラブ	新得町屈足柏町1丁目	65-2574

**■児童館**

町内に住んでいる児童なら誰でも利用できます。子どもの創造性を豊かにし、自主性を育て、健康な心身をはぐくむのが児童館の役目です。なお、小学校就学前のお子さんは、保護者の付添いが必要です。

**【利用時間】**

月曜日～土曜日 午前10時～午後6時30分

**【休館日】**

日曜日、国民の祝日、年末年始、その他館長が必要と認めたとき

**【利用料】**

無料（行事などでは参加料がかかる場合があります）

施設名	住 所	電話番号
なかよし児童館 (子どもセンターなかよし内)	新得町1条南2丁目	64-6940

**■子育て支援センター**

子育て中の親同士の情報交換の場の提供や、子育て家庭に対する相談指導などの育児支援を行っています。

**【対象者】**

乳幼児から就学前の児童およびその保護者等

**【利用時間】**

月曜日～土曜日 午前10時から午後4時

**【休館日】**

日曜日、国民の祝日、年末年始、その他町長が必要と認めたとき

**【活動内容】**

〈ほのぼのサロン〉

- ・親子で参加できる「ほのぼの自然体験」「リサイクル事業」
- ・子育て情報誌「ほのぼの通信」の発行などお母さんたちの自主的な活動を応援します。

〈赤ちゃんあそび・幼児あそび〉

お母さんたちの情報交換の場、交流の場、子どもたちがふれあえる場です。

施設名	住 所	電話番号
なかよし子育て支援センター (子どもセンターなかよし内)	新得町1条南2丁目	64-6940

## 6 発達に心配のあるお子さんのために

---

### ■子ども発達支援センター

#### 【目的】

発達の遅れ又は障がいのある子どもとその家族が、身近な地域において適切な相談支援および療育を受けることができるよう、乳幼児期の早期発見・早期支援から学童期・成人期の育ちへつなぐことを目的とする。

#### 【内容】

##### <相談窓口>

心身の発達の遅れや偏りが気になるお子さんの相談を受け付けています。

対象者（18歳未満のお子さん）

##### <子ども発達教室>

一人ひとりの子どもにあった個別指導や小集団支援を行っています。

対象者（幼児～小学1年生）

#### 【問い合わせ】

子ども発達支援センター（子どもセンターなかよし内） 電話64-6940

## 7 ひとり親家庭等援助

---

### ■ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭（母子・父子家庭・その他）に係る医療費（保険診療範囲内）の一部を助成します。

#### 【助成の対象者】

健康保険に加入している方で、次の要件を全て満たす方が対象となります。

1. 次のいずれかにあてはまる児童およびひとり親であること。
  - ①ひとり親家庭の母又は父に扶養されている20歳未満の子
  - ②20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母又は父
  - ③両親の死亡・行方不明等により、両親以外の家庭で扶養されている20歳未満の子
2. 母又は父および生計維持者の前年の所得が限度額以下であること

#### 【助成の内容】

医療機関等にかかった時の医療費のうち保険診療の自己負担額を助成します。ただし、世帯の課税状況、入院と通院の別などにより助成内容が異なりますのでご確認ください。

1. 市町村民税非課税世帯に属する方

初診時に一部負担金として、医科580円、歯科510円、柔道整復師270円がかかります。

2. 市町村民税課税世帯に属する方

原則として医療費の1割が自己負担となります。後期高齢者医療被保険者で自己負担が1割の方は対象外となります。（同じ負担割合のため、後期優先となります。）

ただし、次の上限額があります。

- ・ 1カ月ごとの自己負担限度

入院外	12,000円/月（個人ごと）
入院と入院外	44,400円/月（世帯ごと）

限度額を超えてお支払いした額は、高額医療費相当額として後でお支払いいたします。こちらより該当者には文書でお知らせいたします

#### ※1. 2 共通注意事項

- ①母又は父は、入院および指定訪問看護のみ助成対象となります。
- ②入院時の食事に係る費用（標準負担額）は自己負担となります。また、差額ベッド代等も自己負担となります。
- ③訪問看護基本利用料（1割：上限12,000円）は自己負担となります。
- ④小学校卒業前のお子様の場合、1. 2により医療費をお支払いした場合は、「乳幼児等医療費助成」で償還払いいたします。

#### 【助成を受けるためには】

事前に「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けることが必要です。下記のものを持参のうえ、町民課国保年金係もしくは屈足支所で手続きをしてください。手続き終了後、受給者証をお渡します。

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・戸籍謄本等（ひとり親家庭となった事実がわかるもの）
- ・18～20歳未満の児童については、扶養関係を明らかにする書類（保険証等）
- ・1/1現在、新得町外に住んでいた方は所得課税証明書

#### 【病院で診療を受けるときは】

各自お持ちの「健康保険証」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」を病院窓口にて提示してください。

#### 【病院窓口等で医療費を支払う場合】

次のような場合はいったん病院窓口にて医療費を支払わなければなりません。

- ①北海道外の病院で診療されたとき
- ②受給者証を忘れたとき、又は交付前に診療された
- ③指定訪問看護を受けたとき
- ④治療用装具（補装具）に係る費用のとき

以上の場合、いったん医療費をお支払いしたうえで、申請をいただければ、後日、自己負担分以外の医療費をお支払いいたします。下記のものを持参のうえ、町民課国保年金係もしくは屈足支所で申請をしてください。

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・領収書（明細が記載されているもの）
- ・振込希望の方は、口座番号等が記載されている通帳等

#### 【住所等に変更があったとき】

受給者証の交付後に、次のような変更があった場合は、変更の手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変更となった
- ・健康保険証が変更となったとき（国保→協会けんぽへなど）

**【資格を喪失するとき】**

次のような場合は受給資格がなくなり、証自体も使用できなくなりますので、手続きをしてください。

(証は返還となります。)

- ・ 町外へ転出
- ・ 死亡
- ・ 生活保護受給開始
- ・ 重度心身障がい者医療費助成の受給者となったとき
- ・ 結婚、養子縁組などがあったとき
- ・ 所得が限度額以上となったとき（本人および生計維持者）
- ・ 児童福祉法に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

**【受給者証を紛失してしまったとき】**

再交付の手続きがあります。次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

- ・ 印鑑
- ・ 健康保険証

**【窓口】** 役場町民課国保年金係 電話 64-0528（内線167）

**■災害遺児見舞金**

交通事故又は災害事故等により生計の中心となる方（里親は除く）が、死亡若しくは重度の障がい者となった義務教育終了前までの児童を扶養している方に支給されます。

**【対象者】**

世帯を同じくする災害遺児を扶養し、現に本町に引続き3カ月以上住所を有する者

**【金額】** 遺児1人について10万円

**【窓口】** 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## ■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母または養育者（所得額により、全部支給、一部支給、全部支給停止があります）に支給されます。

ただし、公的年金などを受けている場合は該当しません。

### 【対象者】

- (1) 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- (2) 父が死亡した児童（公的年金や労災による遺族補償の支給対象とならない場合）
- (3) 父が重度（国民年金の障がい等級1級程度）の障がいにある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 未婚の母の児童
- (8) その他、生まれたときの事情が不明である児童

### 【手当の額】

児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人	41,720円	9,850円～41,710円
2人	5,000円加算	5,000円加算
3人以降	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算

※一部支給は所得に応じて10円きざみの額になります。

### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・申請者名義の銀行の通帳
- ・世帯全員の住民票
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・所得証明書（転入者等）
- ・その他必要な書類を提出いただく場合があります。

### 【所得制限】

扶養親族数	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者 所得額
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## ■公共職業訓練

仕事につくために技術を身につける事が必要な方が職業訓練を受けられます。

【公共職業訓練受講】十勝1校

3カ月～6カ月（推薦者は無料）

受講料、手当要件等についてはご相談ください。

【訓練手当制度】

母子世帯になって3年以内に職安に求職を行い、職安所長から受講の指示を受けた方は手当を受給できます。

【窓口】帯広公共職業安定所（ハローワーク帯広） 電話0155—23-8296

## ■教育訓練給付制度

働く人の主体的な能力開発の取組みへの支援等を図ることを目的としています。

【対象者】

雇用保険の期間が3年以上ある方（離職者は、離職の日から1年以内）

【費用】給付要件および給付額についてはご相談ください。

【窓口】帯広公共職業安定所（ハローワーク帯広） 電話0155—23-8296

## ■母子家庭自立支援給付金支給

母子家庭の主体的な能力開発および看護師や介護福祉士等の資格取得のための資金を支給します。

【対象者】

児童扶養手当支給水準の母子世帯

【自立支援教育訓練給付金】

教育訓練を受けることが適職につくために必要であること。

【高等技能訓練促進給付金】

仕事又は育児と修業の両立が困難であること

その他給付要件および給付額についてはご相談ください。

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## ■母子寡婦福祉資金貸付

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときに貸付内容に応じた資金を貸付します。

【対象者】

母子家庭の母等（内容により異なる）

【無利子】事業開始、事業継続、修学、技能修得、修業、就職支度、医療介護、就学支度、特例児童扶養資金

【低金利】生活、住宅、転宅、結婚資金

貸付対象の詳細貸付限度額および償還期限についてはご相談ください。

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## 8 教育の扶助・援護等

---

### ■入学資金貸付

- ・大学、短期大学、専修学校の専門課程（2年以上）に入学する際に必要とする資金の貸し付け
- ・貸付金額 1件につき 500,000円以内  
貸付利率 無利子  
償 還 10年以内（償還据置期間を含む）  
償還据置 在学中

【窓口】学校教育課総務係（公民館） 電話64-0531（内線203）

### ■要・準要保護児童等就学援助費・高等学校奨学金支給

小中学校・高校の就学に必要な経費の一部を援助しています。

【対象者】経済的理由により修学困難な方

- ・小中学校(要・準要保護児童等就学援助)  
生活保護、又は生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要な者
- ・高校（高等学校奨学金）  
町内から新得高校に通学する者等

【支給内容】

- ・小中学校 学用品費、学校給食費、修学旅行費等の経費の一部を支給します。
- ・高校 月額9,600円（入学月15,250円）

【窓口】学校教育課総務係（公民館） 電話64-0531（内線203）

小中学校分の受付窓口は各学校

### ■日本学生支援機構奨学金

経済的理由により就学が困難な優れた学生に対し奨学金を貸付します。

【対象者】

学力や収入により選考（学校長からの推薦）された方に奨学金を貸付します。（一部無利息）

【申込先】在学している学校

【窓口】各学校